

第 2 号様式（第 6 条第 1 項）

（第 1 面）
都市景観協議申出書

（申出先）
横浜市長

平成〇〇年〇〇月〇〇日

・法人の場合は代表者印としてください。
・個人の場合は認印でも構いません（自署の場合は省略可）。
・印影は個人情報に該当しますので、閲覧用（1部）は押印しないでください。

申出者は事業主（建築主）であり、工事施行者や設計者ではありません。

住 所 横浜市中区〇〇町・・・

申出者 氏 名 建築 景観



電 話 0 4 5 (〇〇〇) 〇〇〇〇

住 所 横浜市中区××町・・・

（代理者）氏 名 ××設計事務所

連絡先 0 4 5 (×××) ××××

代理者が手続を行う場合は委任状（様式は任意）が必要となります。
＜委任状の記載事項＞
・委任年月日
・委任事項
・委任者と受任者の氏名・捺印

担当者名も記載するようにしてください。
なお、閲覧用には記載しないでください。

[担当者：横浜 太郎]

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり都市景観協議を申し出ます。

1	都市景観協議地区の名称	関内地区	地区区分の名称	関内中央準特定地区（ゾーン）
2	都市景観形成行為を行う敷地等の位置等	横浜市 中区 〇〇町〇〇番		
3	都市景観形成行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 開発行為等 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置 <input type="checkbox"/> その他の行為（土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積、特定照明、その他〔 〕）		
4	特定都市景観形成行為の該当	有 ・ 無		
5	都市景観形成行為の着手予定日	平成〇〇年●●月●●日		
6	都市景観形成行為の完了予定日	平成□□年■●月■●日		
※受付処理欄				
受付年月日		年 月 日		

・「地区区分の名称」は、都市景観協議地区図 1 で確認してください。
・山下町特定地区の場合は、ゾーン名も記入してください。

特定都市景観形成行為（協議にあたり都市美対策審議会の意見を聴く行為）の該当の有無については、都市景観協議地区第 5（P3）で確認してください。

・1つの事業に対し複数の行為が該当する場合には、手続（書類）を一つにまとめるときは、該当する行為それぞれにチェックしてください。
・なお「工作物」は、景観計画の届出対象と混同しないよう注意して下さい。

・景観計画の届出を要する行為の場合、工事着手の 30 日前までに景観計画の届出が必要になることを踏まえて着手予定日を設定してください。
・なお、都市景観協議の標準的な処理期間は 50 日となっています。

- （注意）
- 1 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 4 魅力ある都市景観を創造するための方針及び行為指針の内容に照らして、必要な事項について記載してください。
 - 5 同一の敷地等について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申出書によることができます。
 - 6 次の図書を添付してください。（行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。）
 - (1) 位置図（敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの）
 - (2) 当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真
 - (3) 建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの
 - (4) 街並み等と立面計画との関係を示すもの（市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができます。）
 - (5) 平面図その他市長が必要と認める図書

(第2面)
都市景観形成行為の概要

1 建築物の建築等

ア 行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	
イ 用途	共同住宅、店舗、事務所			
ウ 敷地面積	777.77		m ²	
エ 高さ(階数)	31 m (地下 12 階、地上 1 階)			
オ 行為面積	延床面積	4200.00	m ²	外観変更面積
	増築面積		m ²	
カ その他				

該当しない項目は斜線でその旨を表示してください。

2 工作物の建設等

ア 行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	
イ 用途(種類)				
ウ 敷地面積			m ²	
エ 規格(サイズ)				
オ 行為面積	築造面積		m ²	外観変更面積
				m ²
カ その他				

3 開発行為等

ア 区域の面積		m ²
イ 予定建築物の用途		
ウ 法(リ)の高さ		m
エ 敷地面積の最小規模		m ²
オ 木竹の保全等の面積		m ²
カ その他		

4 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

ア 行為の区分等	<input type="checkbox"/> 自己用 <input type="checkbox"/> 非自己用	
	<input type="checkbox"/> 壁面看板 (箇所) <input type="checkbox"/> 袖看板 (箇所) <input type="checkbox"/> 屋上看板 (箇所)	
	<input type="checkbox"/> 広告塔・広告板 (箇所) <input type="checkbox"/> その他 (、 箇所)	
イ 規模(規格/サイズ)等	<input type="checkbox"/> 壁面看板	
	<input type="checkbox"/> 袖看板	
	<input type="checkbox"/> 屋上看板	
	<input type="checkbox"/> 広告塔・広告板	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
ウ その他		

5 その他の行為

ア 行為の種類	
イ 行為の内容	
ウ その他	

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。

(第3面)
計画趣旨等説明書

「近接」は、計画地から見渡せる範囲（概ね100m）を目安とします。

・歴史的建造物の有無については、都市景観協議地区図4で確認してください。
・歴史的建造物の名称が不明な場合は、都市整備局都市デザイン室にお問い合わせください。

敷地特性等の説明

<p>敷地特性や敷地の周辺状況、景観的特徴など</p>	<p>〔接する道路の状況（道路の数、接道長さ、幅員、商店街、交通量、歩道の有無など）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地は、南側で幅員〇mの道路（××通り、大通り多い）に●m、西側で〇m（幅員×mの歩道含む）の道路（人通り少ない）に●m接しています。 <p>〔計画地内及び近接する歴史的な建造物の有無〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内には歴史的建造物はありません。 ・計画地の西側〇mのところに「□□」が、北側×mのところに「■」があります。 <p>〔近接する景観的特徴のある施設（河川、港、橋、古木、公園、マリントワー、商店街等）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の南側●mのところに△△公園があります。 ・計画地は▲▲商店街の中にあります。 <p>〔眺望の視点場からの望みの可否〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地は、大さん橋における眺望の視点場から望める位置にあります。 <p>〔計画地内及び隣地との高低差〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に高低差はありません。 ・計画地と隣地及び接する道路との高低差はありません。
-----------------------------	--

計画趣旨説明

魅力ある都市景観を創造するための方針	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する申出者の考え方
<p>1 関内地区全域の行為指針 (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。 ⇒関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01 (P15)</p>	<p>ア ゆとりある歩行者空間の創出 (ア) 壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地を設ける。 (イ) 交差点に接する角地においては、ゆとりある歩行者空間を整備する。</p> <p>イ 歩行者空間のしつらえの工夫 (ア) 歩道状空地の隣地境界部では連続性を確保する (イ) 歩道状空地を歩道等と一体に利用できるしつらえにする。 (ウ) 歩道状空地を歩道と一体的にデザインする。</p>	<p>(ア) 壁面後退による空地部分は、歩道状に整備します。 (イ) 交差点に接する角地部分は、ピロティとします。</p> <p>歩道状空地は、空地上・境界部に障害物を設置せず、隣接する歩道部分の仕様材料（レンガタイル）と色調を合わせて一体化を図ります。</p>
<p>・ ・ ・ ・</p>	<p>本市の考え方（ポイントや配慮事例）が「関内地区都市景観形成ガイドライン」に示されていますので、計画（記入）に当たり必ず参照してください。 【注】ご提出いただく様式では、橙色の文字は「隠し文字」となっており、印刷されません。</p>	<p>・行為指針に対する計画上の配慮を（どう工夫したのかを）具体的に記入してください。 【1(1)イ(ウ)に対する悪い記載例】 →「歩道状空地を歩道と一体的にデザインします。」 ・考え方は、必ずしも小項目（(ア)、(イ)等）全てに対応していなくても構いません。</p>
<p>1(10) 秩序ある広告景観を形成する。 ⇒関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針10 (P45)</p>	<p>ア 良好な景観、落ち着いたきのある街並みの創出 (ア) 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。 (イ) 大きな音を出すなど、まちの雰囲気を壊さないようにする。</p> <p>イ 魅力ある広告景観の創出 質の高い広告景観を創出する。</p>	<p>本件計画では、屋外広告物は設けません。</p> <p>空欄は記載不備と捉えられますので、該当しない場合は、理由とともにその旨を記載してください。</p>
<p>2 地区別の行為指針 (9) 関内中央準特定地区</p>	<p>別紙のとおり</p>	<p>別紙のとおり</p>

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。